

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

遠藤興業株式会社
宮城県石巻市大街道南二丁目9-13

2. 指名停止措置期間

令和6年11月26日から令和7年1月25日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要

遠藤興業株式会社の元専務執行役員は、石巻市が発注した公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月10日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月1日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（公契約関係競売等妨害又は談合）第8号イに該当する事実があるとし、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は控訴を知った日から 当該区域を対象として 2ヶ月以上12ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070